第1回農業委員会総会議事録

1 招集日 平成31年1月7日(月)

2 開会日時及び場所

平成31年1月7日(月) 午後1時30分

雲仙市役所本庁舎別館3階会議室

3 閉会日時 平成31年1月7日(月) 午後2時06分

- 4 委員氏名
 - (1)出席者(17名)

 1番
 草野
 英治
 2番
 大島
 忠保
 4番
 東
 康敬
 5番
 林田
 剛

 6番
 森崎
 茂徳
 7番
 渡部
 篤
 9番
 馬場
 保
 10番
 徳永
 玉義

 11番
 三浦
 憲二
 12番
 内田
 弘幸
 13番
 池田
 兼三
 14番
 松尾
 茂敏

 15番
 川内
 幸徳
 16番
 草野有美子
 17番
 鶴崎
 進
 18番
 大久保信一

19番 小筏 正治

(2) 欠席者(2名)

3番 松永 一 8番 平野 利光

5 議事に参与した者

 事務局長
 坂本 英知

 参 事
 増富 浩彦

 主 事
 北尾 祥

 嘱 託
 大石由紀子

- 6 議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定に ついて
 - 日程第5 議案第4号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
 - 日程第6 報告第1号 非農地通知の発出について

午後1時30分開会

〇事務局長(坂本 英知君) 本日は、平成31年の最初の総会になります。ことしは、平成から新し

い元号にかわる年でもございます。事務局職員も新たな気持ちでまた一生懸命頑張っていきたいと思いますので、本年もよろしくお願いいたします。

本日は、松永委員、平野委員から欠席届が提出されております。

それでは、本日の出席者数は、法の規定によります過半数に達しておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長(小筏 正治君) それでは、私のほうからも、改めまして、皆様方明けましておめでとうございます。新年明けまして、委員の皆様方にはそれぞれに希望と抱負を持たれたことと思っております。ことしは、平成から次の年号へと変わっていく記念する1年になるのではないかと思っておる次第でございます。こういうことで、農業委員会委員の皆様方のますますのご発展を祈念いたしまして、ただいまより平成31年第1回雲仙市農業委員会総会を開催いたしたいと思います。各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

では、座って進めさせていただきます。

本日の付議すべき事項として、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議 案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第3号農業経営基盤強化促進法の 規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第4号農用地利用配分計画(案)に係る意見 聴取について、報告第1号非農地通知の発出について、以上、議案4件、報告1件となります。

では、早速議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、13番、池田委員、14番、松尾委員、両委員 を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局(北尾 祥君)

(議案第1号について議案書をもとに説明)

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長よりお願いいたします。

○委員(4番 東 康敬君) 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は、受付番号99番から 103番です。

受付番号99番は、譲渡人が耕作できないため、譲り渡す案件です。

受付番号100番は、後継者である孫へ贈与する案件です。

受付番号101番は、農地所有適格法人が、新たに農地を借り受けて耕作を開始する案件です。

受付番号102番は、現在借り受けている農地を譲り受ける案件です。

受付番号103番は、自宅近くの農地を耕作利便のため買い受ける案件です。

現地調査会では、102番及び103番について、同月内に自作地を売り、ほかから買い受けるのはどうかと意見がありましたが、買い受ける農地のほうが自宅の近くであり、耕作利便のため買い入れるとのことで、問題はないのではないかと意見がまとまりました。

受付番号99番から103番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

- ○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。受付番号99番から103番についてご質疑がありましたらお願いいたします。どうでしょうか。どうぞ。
- ○委員(12番 内田 弘幸君) 12番、内田です。102番の件ですけど、譲受人は、農業兼自営業ということですが、代表取締役で農業に従事するのが1月から12月まで、本当にこの人が農業ばしよらすとかなという気もすっとですけど、その辺は間違いなく農業ばしよらすとですか。作付予定作物のなかにある水稲はできても、ブロッコリーとかその他野菜と書いてあっとですけど、そこら辺も説明をお願いします。
- ○委員(4番 東 康敬君) 現地調査の結果を踏まえて最終的には異議がないと、やっているという ことでありましたのでご報告をいたしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(小筏 正治君) いいですか、内田委員。
- 〇委員(12番 内田 弘幸君) はい。
- ○議長(小筏 正治君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。馬場委員、どうぞ。
- ○委員(9番 馬場 保君) 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号104番です。

受付番号104番は、農地所有適格法人が、新たに農地を借り受けて耕作を開始する案件です。 受付番号104番について、現地調査並びに協議結果において、特に問題はありませんでした。 以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。それでは、受付番号104について、ご質疑があ

りましたらお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号99番から104番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ありがとうございます。

次に、日程第3、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局(北尾 祥君)

(議案第2号について議案書をもとに説明)

- **〇議長(小筏 正治君)** それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいた します。
- ○委員(4番 東 康敬君) 議席番号4番、東部調査会長の東です。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は、受付番号48番です。

受付番号48番については、申請人は、店舗用地への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号48番について、現地確認においても特に問題ありませんでした。以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号48番について、ご質疑がありませんか。どうですか、48番、ありませんか。 [「なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。馬場委員、どうぞ。
- ○委員(9番 馬場 保君) 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号49番です。 受付番号49番について、申請人は、平成10年ごろより従業員用の宿舎を建設しており、今回追認申請が出されたものです。申請地は農振白地であり、小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地であると考えられます、また、簡易手続相当の違反案件であることから、許可できる案件であると思われます。

現地調査会では、追認案件の隣接地を駐車場用地として違反転用であり、農地へ復元するよう指導するよう事務局へお願いしております。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございます。それでは、受付番号49番について、何かご質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。池田委員、どうぞ。
- 〇委員(13番 池田 兼三君) 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

西部調査会関係分は、受付番号50番から54番です。

受付番号50番について、申請人は、駐車場用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号51番について、申請人は、昭和61年4月に自治会集会所に建設しており、今回、追認申請が出されたものです。申請地は農振白地であり、水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道であり、500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設等が存在するため、第3種農地であると考えられます。簡易手続相当の違反案件であり、許可できる案件であると思われます。

受付番号52番は、資材置場用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号53番は、緑地帯への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号54番は、一般個人住宅用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、 小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号50番から54番について、現地確認においても特に問題ありませんでした。以上です。

- ○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。それでは、受付番号50番から54番について、 ご質疑がありましたらお願いいたします。東委員、どうぞ。
- **〇委員(4番 東 康敬君)** 4番、東です。53番についてです。この転用目的である緑地帯の定義 というのをどういう定義になっておるのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。
- 〇議長(小筏 正治君) どうぞ。
- **〇事務局(増富 浩彦君)** 申請人は、申請地の近くに事務所の職員用保養所を所有してあります。その保養のための公園、基本的に自然的な公園の緑地帯ということで考えております。
- ○議長(小筏 正治君) ほかにないですか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ほかにご質疑がないようですので、議案第2号農地法第5条第1項の規定に

よる許可申請について、受付番号48番から54番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

〇議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定に ついてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局(北尾 祥君)

(議案第3号について議案書をもとに説明)

○議長(小筏 正治君) それでは、議案第3号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定の受付番号1番から24番について、ご質疑ありませんか。1番から24番、どうでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

〇議長(小筏 正治君) 次に、所有権移転の受付番号25番から39番について、何かご質疑ありますか。25番から39番、どうでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) それでは、最後に農地中間管理事業の受付番号40番から43番について、 何かご質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第3号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

次に、日程第5、議案第4号農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局(北尾 祥君)

(議案第4号について議案書をもとに説明)

○議長(小筏 正治君) 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸しつけられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。議案第4号に対する質疑を一括で行いますが、ご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第4号農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取については、特に異議なしと回答することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、議案第4号農用地利用配分計画(案)に係る意見 聴取につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第6、報告第1号非農地通知の発出について。

事務局、説明を求めます。

〇事務局(北尾 祥君)

(報告第1号について議案書をもとに説明)

〇議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

お諮りいたします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、 議長に委任をすることに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

午後2時06分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 1月 7日

議長

署名委員

署名委員